

協力獣医師を募集します

協力いただく活動の内容・・・協議会の実施する野良猫の繁殖制限事業に係る不妊去勢手術

登録要件

- ① 原則として、神戸市内又は神戸市近接地の動物病院に勤務していること。
- ② 生体への負担をできる限り避けるため、「不妊去勢手術標準手順書」（裏面）に従って不妊去勢手術ができること。

注意事項

- ① 手術費用として協議会がお支払いできる額は、1匹あたり10,000円（税込）が上限となります。
- ② 具体的な繁殖制限計画（地区別計画）は、協議会の事業部会において定めます。事前に事務局と調整したうえで「作業班」に加わっていただきます。具体的な日時や受入方法等についても事務局と調整していただきます。
- ③ 協議会が登録時に動物病院の事前調査を行います。また、協力後も実地調査を行うことがあります。
- ④ 獣医師としての職業倫理や、神戸市の事業としての目的・特性を理解しその方針に賛同、順守出来ていないと思われる場合は協力獣医師としての登録を解除する場合があります。

協力獣医師応募用紙

登録要件及び注意事項を承諾したうえで、「神戸市人と猫との共生推進協議会」の協力獣医師に応募します。

獣医師名 _____

不妊去勢手術実施場所（動物病院名） _____

動物病院所在地 _____

TEL _____ FAX _____

受け入れの条件（※搬入可能な時間帯など） _____

※獣医師免許証の写しを添付してください

不妊去勢手術標準手順書

受入	<ul style="list-style-type: none"> ・TNR 実施者より、TNR 実施者記入欄記入済みの猫管理票と猫を受け取る。 ・マイクロチップリーダーを用いて、マイクロチップ挿入の有無を確認し、猫管理票に記録する。 ・マイクロチップが挿入されている場合、事務局に報告し、以後の処理は事務局の指示に従うこと。 	
使用器具	<ul style="list-style-type: none"> ・器具は十分に洗浄され、かつ高圧蒸気滅菌もしくはエチレンオキシドガス滅菌されたものを使用する。 ・ディスポーザブルのものは滅菌解除されていないものとする。 ・滅菌をせずヒビテン、オスバンなど浸漬による消毒のみの器具の使用は不可とする。 ・クロルヘキシジン製剤は、粘膜・体腔内使用禁忌であることに充分留意すること。 	
麻酔	前投与	適宜
	導入	ケタミン、ドロレプタン、メドミジン、ミタゾラム、プロポフォールなど、もしくはこれらの混合、複合使用
	維持	安全に手術を実施するため、気管内挿管もしくはマスク吸入による維持麻酔を行い、イソフルラン、エンフルラン、セボフルランなどの吸入麻酔薬を使用する。
術式	<ul style="list-style-type: none"> ・術野の剃毛、消毒などは十分に実施し、滅菌ドレープなどを使用し術野の清潔を保つ。 ・雌雄ともに、結紮糸は合成吸収糸を使用する。 ・雌は腹部正中切開からの子宮卵巢全摘出とする。 ・抜糸の必要がないよう、皮膚は合成吸収糸による皮内縫合とする。 ・不妊去勢処置済の目印として、耳介のV字型カットを行う。 1 辺が 1～1.5cm、挟角 30～40 度とし、右耳に処置するが、耳介の損傷が激しいなど処置が困難、あるいは処置後判別が困難である事が予想されるなどの場合は左でも可。 耳介カット跡がなく腹壁に手術創が見られた場合は、原則開腹し子宮卵巢が摘出されているかどうか確認する。 耳介カットが不明瞭の場合も同様とする。 ・手術中に死亡した場合は、直ちに事務局に連絡する。 	
投薬	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて抗菌薬を投与する。 ・必要に応じて麻酔拮抗薬など適宜使用する。 ・猫用ノミダニ駆除外用剤を規定量投与する。 	
手術費用	<ul style="list-style-type: none"> ・雌雄にかかわらず 1 匹 10,000 円を上限とする。 ・雄で麻酔後に去勢手術済が判明した場合は、麻酔費用、耳介カット費用として 6,000 円を充当する。 ・手術費用には消費税、外部寄生虫駆除剤投与を含む。 	
報告	<ul style="list-style-type: none"> ・猫管理票の獣医師記入欄に記入した上で、猫管理票（様式第 4 号-1）と猫を TNR 実施者に受け渡す。 ・猫管理票（様式第 4 号-2）を事務局に提出する。 	

※術式、投薬などについては上記の方法を標準とするが、医学的合理性が認められる範囲において術者の判断、選択を尊重するものとする。

※幼猫においては循環器、呼吸器、肝・腎機能が未発達であることから術中術後に低体温、低血糖に陥るリスクが高い。そのため 5 カ月齢または体重 2 kg 以上を目安として手術を実施することが望ましい。ただし、場合によってはこれ以下であっても捕獲時の状況や個体の状態などを考慮の上、担当獣医師の判断によって手術の可否を決定する。

神戸市人と猫との共生推進協議会 事務局 TEL 078-262-1157 FAX 078-262-1158
〒651-0083 神戸市中央区浜辺通 4 - 1 - 23 三宮ベンチャービル510

神戸市人と猫との共生推進協議会 は、「神戸市人と猫との共生に関する条例」に基づき
人と猫との共生をめざして活動するために、神戸市獣医師会やNPO、地域団体等が設立した団体です。